

いきいき
健やかに

健康・福祉

内=内容 対=対象
期=日時・期間・期日 所=場所
定=定員・定数・人員 料=料金
申=申し込み 問=問い合わせ
FAX=FAX E=Eメール
共=共通事項

申請・お知らせ

難病に関する新たな医療費助成制度が始まりました

◇今月から難病にかかる新たな医療費助成制度が始まり、対象疾患が110疾患に拡大されました 対各疾患の診断基準、重症度など一定の基準を満たす人
◇申請書などは県ホームページからダウンロードできます
問県難病相談・支援センター 218-3134 (FAX228-5544) か保健予防課258-2351 (FAX258-2392)



障害福祉サービスなどの対象となる難病の範囲の拡大

◇1月から障害福祉サービスなどの対象である難病の範囲が、現行の130から151疾病に拡大されました 問障害福祉課216-1304 (FAX216-1274)、谷山福祉部福祉課269-8472 (FAX267-6555)

高額療養費の所得区分と自己負担限度額が変わります

◇70歳未満の人の高額療養費の所得区分と自己負担限度額が、1月診療分から変わります

所得区分	自己負担限度額
所得*1が901万円を超える	25万2600円+ (総医療費-84万2000円)×1% (4回目以降*2) 14万100円
所得が600万円を超え901万円以下	16万7400円+ (総医療費-55万8000円)×1% (4回目以降) 9万3000円
所得が210万円を超え600万円以下	8万100円+ (総医療費-26万7000円)×1% (4回目以降) 4万4400円
所得が210万円以下(市民税非課税世帯を除く)	5万7600円 (4回目以降) 4万4400円
市民税非課税世帯	3万5400円 (4回目以降) 2万4600円

※1「所得」とは、国民健康保険税の算定の基礎となる「基礎控除後の総所得金額等」のこと
※2「4回目以降」とは、診療月を含む過去12カ月以内に4回以上高額療養費の支給があったときの4回目以降のこと 問国民健康保険課216-1228 (FAX216-1200)

所得申告はお済みですか

◇所得がなかった人や少なかった人は、申告により保険税や入院時の自己負担額などが減額されるときがあります。未申告の人は早めに申告してください
◇控除対象配偶者や扶養親族の人は不要です 問国民健康保険課216-1229 (FAX216-1200)

葬祭費の支給

◇本市の国民健康保険加入者が亡くなったとき、喪主に葬祭費が支給されます ◇社会保険の被保険者が資格喪失後3カ月以

内に亡くなったときなどは、以前加入していた社会保険から支給されることがあります ◇申請期間…葬儀の翌日から2年以内 ◇必要なもの…保険証、埋(火)葬許可証か死亡診断書の写し、喪主の印鑑・通帳、本人確認書類(運転免許証など) 問サンサンコールかごしま099-808-3333 (FAX国民健康保険課216-1200)

ケアハウスを利用しませんか

対60歳以上で自炊できないなどの身体機能の低下が認められ、独立して生活するには不安な人
◇入居時に預り金や前年の収入に応じた利用料(毎月8~21万円程度)を負担

ケアハウス名	電話番号
優和の里(吉野町)	243-0565
旭ヶ丘園(平川町)	262-2222
桜の苑(下福元町)	284-6383
夾竹灯(山田町)	264-6715
ライフイン鴨池(下荒田四丁目)	213-5222
クレール下荒田(下荒田二丁目)	255-5521
ケアハウス西陵(西陵一丁目)	282-4373
寿楽苑(下田町)	248-5151
ケアハウス出会い坂(草牟田一丁目)	223-3138
シルバーフラット武岡台(小野町)	283-6870
大原の里(本名町)	294-2510
サンファミリーきいれ(喜入前之浜町)	343-1885
ケアハウス照国(照国町)	226-3141
ケアハウスしゅうゆう(山田町)	275-9881
にじの郷小松原(小松原一丁目)	210-5130

問各ケアハウス

後期高齢者医療保険料の口座振替への変更

◇4月分の特別徴収(年金からの支払い)を中止し、口座振替を希望する人は1月16日(金)までに手続きを済ませてください(保険料の総額は変わりません)

◇必要なもの…保険証、通帳、通帳印(本人以外の口座から引き落としを希望するときは、本人の印鑑も必要) ◇引き続き年金からの支払いを希望する人は手続き不要 問長寿支援課216-1268 (FAX224-1539)、各支所の福祉課・保健福祉課

今月の納期

◇後期高齢者医療保険料 第7期
◇国民健康保険税 第8期
◇介護保険料 第8期
納期は2月2日まで

第一種動物取扱業の登録、危険な動物を飼っている人へ

◇動物の販売、保管、貸し出し、訓練、展示などを行うときは、第一種動物取扱業の登録が必要です
◇サル、ワニ、ニシキヘビ、ワニガメなど危険な動物を飼うときは、動物種ごとに飼養保管の許可が必要です 問生活衛生課258-2335 (FAX258-2392)



平成26年度市民福祉手当の申請

内昨年10月1日(20歳未満の人は昨年4月1日)現在で本市に1年以上住み、身体または精神障害者手帳1・2級や療育手帳A₁・A₂・B₁を持ち、今年度申請をしていない人(特別障害者手当などの受給者や一部の福祉施設入所者などを除く)
◇申請期限…20歳未満の人は3月31日、20歳以上の人は9月30日 ◇必要なもの…手帳、申請者名義の通帳、印鑑 問障害福祉課216-1273 (FAX216-1274)、各支所福祉課・保健福祉課

今日もいきいき! 輝きライフ

健康づくりや生きがいがづくりに取り組んでいる皆さんをご紹介します。

鴨池公民館自主学习グループ 生き生き健康体操

60歳~80歳代の約100人のメンバーが毎月2回集まり、ボールやタオルなどを使ったストレッチ運動を中心に、気持ちよく汗を流しています。結成して26年になりますが、体操だけではなく、おはら祭やグラウンド・ゴルフ大会への参加など、メンバー同士の交流も大切にしています。これからも笑顔を絶やさずに、無理なく、楽しく体を動かしながら、健康な体づくりに取り組んでいきます。

